工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
利根川上流河川事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その２工事
工事地名	茨城県守谷市高野地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 6月		１２）	設 計 年 月	令和 8年 6月	
２）	事務所名	利根川上流河川事務所　工務第一課		１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
３）	工事番号	2026070004		１４）	単価適用年月	2026年 7月	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		１５）	歩掛適用年月	2026年 7月	
５）	変更回数	0回		１６）	前請負工事費	0	
６）	主 工 種	河川工事		１７）	前請負代金額	0	
７）	工 事 量			１８）	調 整 区 分	0	
８）	工　　期	0日間	自　令和 8年 9月 1日	１９）	共通仮設費対象額		
		（当初）	至　令和 8年 8月31日	２０）	現場管理費対象額		
		（ 0回変更）	至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額		
９）	施 工 県	茨城県		２２）	処 分 費 等	3,116,100	
１０）	地　　区	取手地区		２３）	公 告 日	令和 8年 6月17日	
１１）	河川・路線	稲戸井調節池		２４）	入 札 締 切 日	年 月 日	

河川土工	１式
仮設工	１式

３．予算科目

1） 予算科目：	2） 目：	3） 目の細分：	4） 事業名：
河川整備事業費	河川改修費	工事費	一般改修（一般）

設計内訳書

工事名	Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その２工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤･護岸		式	1		139,923,814			
河川土工		式	1		125,755,604			
掘削工(ICT)		式	1		116,605,508			
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 50,000m3以上	m3	108,700	263.9	28,685,930			単-1号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3以上	m3	108,700	212.8	23,131,360			単-2号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		50,298,508			内-1号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		14,489,710			内-2号
法面整形工(ICT)		式	1		9,150,096			
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	10,160	900.6	9,150,096			単-3号
仮設工		式	1		14,168,210			
工事用道路工		式	1		5,767,380			
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置･撤去	式	1		5,767,380			内-3号

設計内訳書

工事名	Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その２工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
水替工		式	1		7,808,830			
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	式	1		7,808,830			内-4号
交通管理工		式	1		592,000			
交通誘導警備員		式	1		592,000			内-5号
直接工事費		式	1		139,923,814			
共通仮設費		式	1		49,850,928			
共通仮設費		式	1		39,995,928			
運搬費		式	1		11,190,300			
重建設機械分解組立輸送費		式	1		2,589,000			内-6号
仮設材運搬費		式	1		8,601,300			内-7号
準備費		式	1		22,286,098			
表土運搬		式	1		15,479,649			内-8号

設計内訳書

工事名	Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その２工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
伐木除根		式	1		3,690,349			内-9号
木根等処分費		式	1		3,116,100			内-10号
技術管理費		式	1		5,484,530			
土質等試験費		式	1		286,530			内-11号
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式	1		598,000			内-12号
第三者による品質証明にかかる費用		式	1		4,600,000			内-13号
現場環境改善費（率計上）		式	1		1,035,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		9,855,000			
純工事費		式	1		189,774,742			
現場管理費		式	1		41,645,000			
工事原価		式	1		231,419,742			
一般管理費等		式	1		37,470,258			

設計内訳書

工事名	Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その２工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格		式	1		268,890,000			
消費税相当額		式	1		26,889,000			
工事費計		式	1		295,779,000			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【掘削箇所①-仮置箇所①】								
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量1.3～1.5m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 1.0km以下	ｍ３	41,960	452.2	18,974,312			
【掘削箇所②-仮置箇所②】								
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量1.3～1.5m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 1.5km以下	ｍ３	42,200	516.7	21,804,740			
【掘削箇所③-仮置箇所①】								
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量1.3～1.5m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.5km以下	ｍ３	24,560	387.6	9,519,456			
合　計					50,298,508			

一式当たり内訳書

整地

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	108,700	133.3	14,489,710			
合　計					14,489,710			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第　3号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【掘削箇所①】								
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	m２	855	438	374,490			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 122日 無 有	枚	92	11,600	1,067,200			
【掘削箇所②】								
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	m２	910	438	398,580			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 110日 無 有	枚	98	10,560	1,034,880			
【掘削箇所③】								
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	m２	539	438	236,082			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 132日 無 有	枚	58	12,460	722,680			
【仮置箇所①】								
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	m２	595	438	260,610			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 81日 無 有	枚	64	8,066	516,224			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第　3号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【仮置箇所②】								
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	m２	743	438	325,434			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 108日 無 有	枚	80	10,390	831,200			
合　計					5,767,380			

一式当たり内訳書

ﾎﾟﾝﾌﾟ排水

第　4号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ポンプ設置・撤去		箇所	3	95,450	286,350			
【掘削箇所①】								
ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	84	28,280	2,375,520			
【掘削箇所②】								
ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	84	28,280	2,375,520			
【掘削箇所③】								
ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	98	28,280	2,771,440			
合　計					7,808,830			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第　5号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	32	18,500	592,000			
合　計					592,000			

一式当たり内訳書

重建設機械分解組立輸送費

第　6号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) BH系山積1.0上1.5m3下(油圧ｸﾗﾑ･ﾃﾚｽｺ0.4上0.6m3下) 標準(1.0)	回	5	517,800	2,589,000			
合　計					2,589,000			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第　7号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【仮置箇所①】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 50km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	205.3	5,340	1,096,302			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	205.3	1,500	307,950			
【仮置箇所②】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 50km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	256.6	5,340	1,370,244			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	256.6	1,500	384,900			
【掘削箇所①】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 50km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	295.1	5,340	1,575,834			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	295.1	1,500	442,650			
【掘削箇所②】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 50km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	314.4	5,340	1,678,896			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	314.4	1,500	471,600			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第　7号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【掘削箇所③】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 50km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	186.1	5,340	993,774			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	186.1	1,500	279,150			
合　計					8,601,300			

一式当たり内訳書

表土運搬

第　8号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【掘削箇所①】								
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量1.3～1.5m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 2.5km以下	m３	13,330	645.9	8,609,847			
整地	残土受入れ地での処理	m３	13,300	133.3	1,772,890			
【掘削箇所②】								
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量1.3～1.5m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 2.0km以下	m３	4,900	581.3	2,848,370			
整地	残土受入れ地での処理	m３	4,900	133.3	653,170			
【掘削箇所③】								
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量1.3～1.5m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 2.0km以下	m３	2,240	581.3	1,302,112			
整地	残土受入れ地での処理	m３	2,200	133.3	293,260			
合　計					15,479,649			

一式当たり内訳書

伐木除根

第　9号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
伐木・伐竹（伐木除根）	伐木(機械施工)	m２	7,470	37.93	283,337			
除根（伐木除根）		m２	7,470	44.42	331,817			
集積積込み（機械施工）（伐木除根）	有り	m２	7,470	102.2	763,434			
【枝・葉】								
運搬（伐木除根）	機械施工 無し 有り 45.5km以下	m３	466	3,705	1,726,530			
【幹】								
運搬（伐木除根）	機械施工 無し 有り 45.5km以下	m３	72	3,705	266,760			
【根】								
運搬（伐木除根）	機械施工 有り 有り 43.5km以下	m３	83	3,837	318,471			
合　計					3,690,349			

一式当たり内訳書

木根等処分費

第　10号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【枝・葉】								
処分費（ｍ３）		ｍ３	466	4,100	1,910,600			
【幹】								
処分費（ｍ３）		ｍ３	72	5,100	367,200			
【根】								
処分費（ｍ３）		ｍ３	83	10,100	838,300			
合　計					3,116,100			

一式当たり内訳書

土質等試験費

第　11号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土の粒度試験	沈降分析	試料	3	17,300	51,900			
土の含水比試験		試料	3	1,620	4,860			
締固めた土のコーン指数試験		試料	3	31,100	93,300			
土粒子の密度試験		試料	3	6,990	20,970			
突固めによる土の締固め試験	乾燥法 ﾓｰﾙﾄﾞ径10cm ﾗﾝﾏ25N	試料	3	25,400	76,200			
土の液性限界試験		試料	3	8,840	26,520			
土の塑性限界試験		試料	3	4,260	12,780			
合　計					286,530			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　12号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	式	1		598,000			
合　計					598,000			

一式当たり内訳書

第三者による品質証明にかかる費用

第　13号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
第三者による品質証明にかかる費用	技師（B）　45.5人日	式	1		4,600,000			
合　計					4,600,000			

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 50,000m3以上	単位	m3	数量	1	単価	263.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削（ＩＣＴ）	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 50,000m3以上	ｍ３	1	263.9	263.9	
計					263.9	
単価					263.9	円／m3

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3以上	単位	m3	数量	1	単価	212.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3以上	ｍ３	1	212.8	212.8	
計					212.8	
単価					212.8	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	900.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形（ＩＣＴ）	切土部 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	ｍ２	1	900.6	900.6	
計					900.6	
単価					900.6	円／m2

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	単位	ｍ２	数量	100	単価	438

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.295	32,200	9,499	
とび工		人	0.295	30,900	9,115	
普通作業員		人	0.295	25,400	7,493	
バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	58,520	17,263	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		430	
計					43,800	
単価					438	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 122日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	11,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	10,492	10,492	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					11,600	
単価					11,600	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 110日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	10,560

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	9,460	9,460	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					10,560	
単価					10,560	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 132日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	12,460

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	11,352	11,352	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					12,460	
単価					12,460	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 81日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	8,066

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	6,966	6,966	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,066	
単価					8,066	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 108日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	10,390

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	9,288	9,288	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					10,390	
単価					10,390	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポンプ設置・撤去		単位	箇所	数量	1	単価	95,450

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5	32,200	16,100	
特殊作業員		人	0.1	27,200	2,720	
普通作業員		人	2	25,400	50,800	
バックホウ運転		日	0.5	51,660	25,830	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					95,450	
単価					95,450	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	28,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.17	27,200	4,624	
工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	1	503	503	
発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	1	22,330	22,330	
諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		823	
計					28,280	
単価					28,280	円／日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価 18,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	18,500	18,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,500	
単価					18,500	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) BH系山積1.0上1.5m3下(油圧ｸﾗﾑ･ﾃﾚｽｺ0.4上0.6m3下) 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	517,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	2.7	27,200	73,440	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	1.4	53,200	74,480	
運搬費等率 250%		式	1		369,800	
諸雑費（まるめ）		式	1		80	
計					517,800	
単価					517,800	円／回

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 50km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	5,340

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分Ｂ	製品長12m以内 50kmまで	t	1	5,340	5,340	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					5,340	
単価					5,340	円／ｔ

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	1	1,500	1,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,500	
単価					1,500	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	4,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費			ｍ３	100	4,100	410,000		
計						410,000		
単価						4,100	円／ｍ３	

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	5,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費			ｍ３	100	5,100	510,000		
計						510,000		
単価						5,100	円／ｍ３	

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	10,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費			ｍ３	100	10,100	1,010,000		
計						1,010,000		
単価						10,100	円／ｍ３	

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	単位	式	数量	1	単価	598,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		バックホウ	式	1		598,000		
計						598,000		
単価						598,000	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価 58,520

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,300	30,300	
軽油		L	119	148	17,612	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	バケット容量０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ吊	日	1.06	10,000	10,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					58,520	
単価					58,520	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転		単位	日	数量	1	単価 51,660

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,300	30,300	
軽油		L	45	148	6,660	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	バケット容量０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ吊	日	1.47	10,000	14,700	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					51,660	
単価					51,660	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	503

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工事用水中モータポンプ［普通型］	潜水ポンプ　口径２００ｍｍ　全揚程１０ｍ	日	1.1	458	503	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					503	
単価					503	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	22,330

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	137	148	20,276	
発動発電機［ディーゼルエンジン駆動］	４５ｋＶＡ	日	1.1	1,860	2,046	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					22,330	
単価					22,330	円／日

Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その２工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	139,923,814
(2)共通仮設費	49,850,928
(3)純工事費 (1)+(2)	189,774,742
(4)現場管理費	41,645,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	231,419,742
(7')一般管理費等(計上額)	37,470,258
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	268,890,000

(16)工場製作純工事費	0
(17)工場管理費	0
(18)工場製作原価 (16)+(17)	0

((7)一般管理費等(計算額)　37,470,621)

(11)消費税相当額	26,889,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	295,779,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	268,890,000
(14)調査基準価格	267,905,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	243,550,000

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 河川工事					合算工事： 0		
対象工事費	143,039,914	直接工事費	139,923,814	準備費	3,116,100	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	3,116,100	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0					
管理費区分１		0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分２，７		0	（工場原価）				
管理費区分５		0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分９		0	（間接費非対象額）				
管理費区分Ｔ		0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）				
対象額　支　給　品（＋）		0					
無償貸付機械評価額（＋）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		143,039,914		現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		139,923,814			0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		6.89 %			0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正		1		
率（補正後）		6.89 %					
計上額		9,855,000			0		0
比較結果	当該追加工事	A					
	0	0				調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	139,923,814	直接工事費	139,923,814		
非対象額計（－）	0				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	139,923,814	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.74　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.74　％				
計上額	1,035,000		0		0
比較結果　当該追加工事	A			調整工事計上額	0
0	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	38,960,928				
運搬費	11,190,300	準備費	22,286,098	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	5,484,530
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　49,850,928

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	189,774,742	単独（追加工事）直接工事費	139,923,814	単独（追加工事）共通仮設費	49,850,928
非対象額計（－）	4,600,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	4,600,000	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	185,174,742	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	182,058,642		0		0
現場管理費対象純工事費	（調整工事入力で使用）				
率（補正前）	22.49 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	22.49 %		0 %		
計上額	41,645,000		0		0
			9,653,151	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	利根川上流河川事務所　工務第一課			工事番号	2026070004	第 0 回変更
発注年月	令和08年06月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川工事	

工事原価	231,419,742						
純工事費	189,774,742	現場管理費	41,645,000	工期延長等に伴う現場維持費		0	
非対象額計（－）	4,600,000						
管理費区分９	4,600,000	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	226,819,742	現工事	0		合算工事	0	
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	223,703,642	現工事	0		合算工事	0	
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1	現工事					
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	226,819,742						
契約保証に係る補正値	0.04 %						
一般管理費率							
単独（追加工事）	16.48 %	現工事	0	%	合算工事	0	%
一般管理費	37,470,258						
業務委託料等	0						
調査基準価格	267,905,000						
調査基準価格の100/110	243,550,000	(90.58 %)					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その２工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所　工務第一課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その２工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
築堤･護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工(ICT)		式		1		
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 50,000m3以上	m3		108,700		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3以上	m3		108,700		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
法面整形工(ICT)		式		1		
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		10,160		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その２工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置･撤去	式		1		
水替工		式		1		
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その２工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
準備費		式		1		
表土運搬		式		1		
伐木除根		式		1		
木根等処分費		式		1		
技術管理費		式		1		
土質等試験費		式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		
第三者による品質証明にかかる費用		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その２工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ８稲戸井調節地土砂掘削その２工事
特記仕様書

令和８年　　６月
国土交通省　関東地方整備局
利根川上流河川事務所

第１章　総　　則

第１条　　適　　用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局　土木工事共通仕様書(令和８年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　　主任技術者等（契約書第１０条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第５条　　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理

技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は別紙【近隣地域一覧】の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成7 年4 月2 1 日付基発第2 6 7 号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条　　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ（CORINS)へ

の登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第７条　　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　茨城県守谷市高野　緯度　３５°５５’０５”　経度　１３９°５９’１６”

終点　茨城県守谷市高野　緯度　３５°５５’２０”　経度　１３９°５９’１０”

第８条　　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

本工事は、稲戸井調節池の治水容量確保のため、稲戸井調節池内において掘削を行うものである。

記載例）

主な工種は掘削工であり、108,700m3を予定している。

第９条　　コリンズ（CORINS）への設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
Ｒ６稲戸井調節池整備推進方策検討業務	4056717918

第１０条　　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１１条　　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。（別紙様式０－１～０－１０）

（１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川上流河川事務所のホームページにより公表する。

（４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１２条　　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条　　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

①河川土工
②除根

第１４条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。
２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１５条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１６条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和8年3月）に基づき実施すること。
２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）
令和8年3月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）
３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのア

ンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１７条　設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」

（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１８条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.htmlに掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２０条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.htmlに掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２１条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２２条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１７から１－１－１－１９に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

１．本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

２．第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第２３条　　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２４条　　建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12 年5月31 日法律第104 号）第11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10 条第1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２５条　　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和8年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない

工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和8年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和8年3月改定)の関連要領等一覧（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第２６条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア,（一社）施工管理ソフトウェア産業協会, <https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会,

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２７条　ＩＣＴ活用工事（土工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。但し、現場条件により、ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種に、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下１）～４）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

ただし、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～９）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

ただし、以下５）～９）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「３次元出来形管理・３次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

８）施工履歴データを用いた出来形管理

９）地上写真測量を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプ

リケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第２８条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第２９条　ＩＣＴ活用工事の費用について

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事（土工）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者

からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するＩＣＴ活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３０条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３１条　優秀若手技術者表彰制度、ＩＣＴ活用優秀下請企業表彰制度について

本工事は、優秀若手技術者表彰制度、ＩＣＴ活用優秀下請企業表彰制度の対象工事である。

本表彰制度については、利根川上流河川事務所のホームページに掲載されている内容を参照すること。

http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00991.html

第３２条　快適トイレの設置

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、

必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～(11) の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３３条　BIM/CIM適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	２００～３００程度※1 ※1　構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取扱要領「附属資料３　オブジェクト分類」を参照）。

１　BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIMの実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２　BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

８）後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

９）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３　成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４　その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト

（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第３４条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、特別な理由により交通誘導員が配置できない場合は、書面により工期等について監督職員と協議するものとする。

配置場所	作業区分	交通誘導警備員	配置時期	備考
①利根川左岸93.0k	昼間作業	１人	運搬時 （伐木除根）	天端交差部
②利根川左岸93.0k	昼間作業	１人	運搬時 （伐木除根）	坂路交差部

６．UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV 等を使用すること。

URL https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html

７．工事用道路

工事用道路を使用する場合、工事用道路に設置されているゲート開閉の詳細については監督職員の指示によるものとする。

第３５条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第３６条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が３０℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が２５℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が３０℃以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が３０℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が３０℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が３０℃以上、又はWBGTが２５℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇

３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３７条　安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第３８条　出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-31工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－６を参考にすること。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第３９条　架空線等事故防止対策

１．施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設について、現地で詳細を確認するものとする。

２．現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等をとりまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第４０条　架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP＞河川＞技術情報に掲載している。

（http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第４１条　特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４２条　建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４３条　工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第４４条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３７交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証

② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－４０官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第４５条　工事現場の現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

⑴ 仮設備関係　「環境対策の充実」を実施するものとする。

⑵ 営繕関係　「現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む）」を実施するものとする。

⑶ 安全関係　「盗難防止対策」を実施するものとする。

⑷ 地域連携「社会貢献・施設対策費等（地域行事等の経費含む）」を実施するものとする。

２．現場環境改善については、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するも

のとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の100%を上限として設計変更の対象とする。

第４６条　工　期

１．工期は、雨天、休日等６０日間を見込み、契約の翌日から令和９年３月３１日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	４０日間
②後片付け期間	２０日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数　実働日数×係数）	１．６４
④余裕期間	２５日間

（※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。））

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２４日間

ロ）８時から１７時までのWBGT値が３１以上の時間を足し合わせた日数：１１日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（2021年～2025年）の国土交通省（八斗島観測所、栗橋観測所）、気象庁（坂東観測所）及び環境省（伊勢崎地点、久喜地点、我孫子地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．本工事の工期は出水期間を含んでいる。

６月１日から１０月３１日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

・準備・後片付け
・掘削工
・仮設工
・樹木伐採
・その他監督職員が承諾した工種

また設計及び現地照査の結果や現場条件の変更、資機材の調達状況などにより、工期の変更が必要となる場合は、書面により工期等について監督職員と協議するものとする。

５．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保

等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式ー１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第４７条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第４８条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「第４７条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート等調査を実施する場合はこれに協力すること。

第４９条　　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、八斗島、栗橋（国土交通省のデータ）、坂東（気象庁のデータ）観測所における 1 日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５０条　　個人情報の取り扱いについて

（基本的事項）

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第２項第４号に基

づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

（事案発生時における報告）

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

1　受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙ー２）を発注者に提出しなければならない。

2　前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（管理体制の整備）

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（従事者への周知）

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第５１条　　他工事との調整

１．下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工　事　名	施　工　範　囲	工期（予定）
Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その１工事	稲戸井調節池	令和８年９月～令和９年３月
Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その３工事	稲戸井調節池	令和８年９月～令和９年３月

Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その４工事	稲戸井調節池	令和８年９月～令和９年３月
Ｒ７利根川（鬼怒川）左岸大木築堤工事	鬼怒川左岸大木地先	令和８年９月～令和９年３月
Ｒ８利根川左岸稲築堤他関連整備工事	利根川左岸稲地先	令和８年９月～令和９年３月
Ｒ８利根川左岸境防災ステーション基盤整備工事	稲戸井調節池	令和８年９月～令和９年２月
Ｒ８利根川（鬼怒川）左岸大木築堤工事	鬼怒川左岸大木地先	令和８年９月～令和９年３月

３．他出張所内の堤防強化工事等の土運搬や外部機関の建設発生土受入業者がある場合、工事用道路の使用についても同様とする。

４．利根川上流河川事務所発注の他工事についても、工事施工区域が重複する場合もあるため、工事箇所、施工手順、工程等については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

第５２条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL　https://www.netis.mlit.go.jp

2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第５３条　　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第５２条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第５２条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

５．新技術導入促進Ｉ型で提案され、履行された技術については施工者選定型の履行とみなす。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５４条　　建設現場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とＷｅｂ会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要（案）R5.3』を参考に実施するものとする。

URL https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

（１）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPC にて遠隔臨場の映像

（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（８）通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第５５条　　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５６条　契約後ＶＥ方式

１．定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第19条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

(1)施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2)契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3)提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－１～４)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1)設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

(2)ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(3)ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4)発注者が別途発注する関連工事との関係

(5)工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(6)その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３）受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するもの

とする。

５．ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更

１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

第５７条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５２条　新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第５８条　ＣＣＵＳ活用推奨モデル工事（試行）

１．本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する試行工事である。

２．受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CC

USの活用に取り組むものとする。

ただし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条３．～１０．は適用しないものとする。

３．受注者は、CCUS に本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

４．本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

・下請企業：建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第５項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が２週間以内の企業を除く。

・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が２週間以内の者を除く。

・CCUS 登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUS の利用者をいう。

・CCUS 登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUS の利用者をいう。

・登録事業者率：CCUS 登録事業者の数／下請企業の数

・登録技能者率：CCUS 登録技能者の数／技能者の数

・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

・平均登録事業者率：５．に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値

・平均登録技能者率：５．に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値

・平均就業履歴蓄積率：５．に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

５．受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降３ヶ月に１回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。また、初回の計測から３ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を１回設けることとする。また、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。

ただし、計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。

６．計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

７．受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率９０％以上、平均登録技能者率８０％以上及び平均就業履歴蓄積率５０％以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「５．創意工夫」の「その他」において１点加点を行う。

また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率９０％以上を達成し

た場合は、発注者は、考査項目「５．創意工夫」の「その他」において更に１点加点を行う。

８．受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率７０％、平均登録技能者率６０％、平均就業履歴蓄積率３０％のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

９．CCUS現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS現場利用料等」として設計変更するものとする。なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOS がWindows の場合は１台あたり１万円、iOS の場合は１台あたり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

原則として、１工事あたり２台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、２台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、２台を上回る費用を計上することができるものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS がWindows の場合は１台あたり１万円、iOS の場合は１台あたり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、ＣＣＵＳの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

１０．モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がＣＣＵＳの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

第５９条　出来高部分払方式

本工事において部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省ＨＰhttps://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照]に基づき行うものとする。

第６０条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第２章　土　　工

第６１条　掘　削　工

１．掘削土は他工事で盛土材として再利用することから、掘削箇所において２０ｃｍ以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。剥ぎ取った表土は利根川左岸91.5kの高水敷へ運搬・敷均すものとする。

（掘削箇所①　運搬距離Ｌ＝2.5ｋｍ以下）

（掘削箇所②　運搬距離Ｌ＝2.0ｋｍ以下）

（掘削箇所③　運搬距離Ｌ＝2.0ｋｍ以下）

２．掘削土は下記の箇所へ運搬し仮置きするものとする。また、その際の掘削量・掘削底面・掘削深度の確認を実施するものとし確認方法を監督職員と協議する。なお、仮置き高さはばっ気を考慮しているため実施前に監督職員に確認を得るものとする。

・土砂仮置箇所①（掘削箇所①からの搬出土）
　仮置き高さ H=3.9m 運搬距離L=1.0km以下 土量V=約41,960m3

・土砂仮置箇所①（掘削箇所③からの搬出土）
　仮置き高さ H=3.9m 運搬距離L=0.5km以下 土量V=約24,560m3

・土砂仮置箇所②（掘削箇所②からの搬出土）
　仮置き高さ H=3.9m 運搬距離L=1.5km以下 土量V=約42,200m3

３．以下の掘削箇所の施工にあたり、水替工として、以下のとおり水中ポンプによる排水を見込んでいるが、排水必要水量等により監督職員と協議するものとする。

・掘削箇所①　口径２００㎜、１台、常時排水を８４日間

・掘削箇所②　口径２００㎜、１台、常時排水を８４日間

・掘削箇所③　口径２００㎜、１台、常時排水を９８日間

　また、上記箇所の掘削土については、現場内に一時仮置し標準ダンプトラックによる運搬が可能な状態であることを確認した上で搬出するものとするが、土質性状により一時仮置の要否について監督職員と協議するものとする。

４．湧水の状態、施工上の制約等により当初と異なる施工方法等が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。また、協議の結果、当初と異なる施工方法が必要と判断された場合には、それに関わる費用は設計変更の対象とする。

５．仮置きによる土質性状の経過を確認するため、下記のとおり土質試験を計上する。試験の回数等については、監督職員との協議により変更する場合もある。

・掘削箇所①

・掘削箇所②
・掘削箇所③

試 験 項 目		数　量
土質試験	土の粒度試験	３試料
	土の含水比試験	３試料
	締固めた土のコーン指数試験	３試料
	土粒子の密度試験	３試料
	突固めによる土の締固め試験	３試料
	土の液性限界試験	３試料
	土の塑性限界試験	３試料

第６２条　土砂等運搬

土砂等運搬については、河川敷に整備している工事用道路を使用できるものとする。
なお、工事用道路の使用時間については、8:30～17:00までとする。(8:30以前の入場は可)
また、土砂等運搬時に通行する新大利根橋は大型自動車等通行禁止のため通行禁止道路通行許可の申請を行うものとする。

第６３条　建設発生土の受け入れ地

受注者は、本工事から建設発生土を100m3以上搬出する場合は、別紙様式－８により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

１．工事件名、工事概要、工事場所
２．工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
３．工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
４．建設発生土の運搬業者名
５．建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所
６．建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
７．建設発生土の搬出時期（搬出期間）
８．建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量(m3)

第３章　土　木　工　事　共　通

第６４条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をＲ８・Ｒ９利根川上流管内（下流部）工事監督支援業務関東建設・沖昌設計共同体に委託している。

第６５条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント（株）に委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第６６条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第６７条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第６８条　第三者による品質証明（施工者と契約した第三者による品質証明の試行）

１．試行の実施

本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事であり、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行の延長について」（令和5年6月1日付け国会公契第11号、国官技第64号、国北予第7号）別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」（以下「要領」という。）及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）（国土交通省HP　http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照）に基づき実施するものとする。

２．品質証明業務の実施

受注者は、要領及びガイドラインに基づき、品質証明者に品質証明業務を実施させなければならない。

３．品質証明者の選定

受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者で発注者が示した者の中から品質証明者を選定しなければならない。品質証明者は複数人登録を可能とする。

ただし、以下の要件に該当しないものとする。

①組織においては、以下のいずれかに該当する者

(1) 当該工事の施工者

(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２次以下も含む。）にある者

②個人においては、以下のいずれかに該当する者

(1) 当該工事の施工者

(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２次以下も含む。）にある者

(3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者

③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中である者

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①又は②に該当する者である。

①当該工事の施工者の発行済株式総数の100 分の50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の100 分の50 を超える出資をしている者

②品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人

４．品質証明者との契約

受注者は、要領に基づき品質証明者と以下の内容を含めた契約を締結するものとする。

①要領及びガイドラインに基づく品質証明業務の実施

②品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等

③品質証明の期間

④契約金額

５．品質証明者との契約書の写し等の提出

受注者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに当該契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面や複数人登録の場合は名簿等の関係書類を監督職員に提出しなければならない。

６．品質証明に必要な資機材等の提供

受注者は、品質証明者が品質証明を行うにあたり必要な労務及び資機材等を提供しなければならない。

７．契約図書の変更に関する通知

受注者は、契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知しなければならない。

８．品質証明結果の修正

受注者は、品質証明結果に誤謬又は脱漏があった場合において、監督職員がその修正を請求したときには、品質証明者に対して、その修正を行わせなければならない。

９．アンケートへの協力

受注者は、監督職員から実施状況等の把握のためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたアンケート等への協力を求めるものとする。

１０．実施状況等の確認

受注者は、発注者から品質証明の実施状況等の確認を求められた場合、協力しなければならない。

１１．品質証明の期間

本工事における品質証明期間は、工事着手日から工事完了日までとする。

１２．品質証明にかかる費用

品質証明者の臨場日数は４５．５日を見込んでいるが、臨場日数の実績にあわせて品質証明費用に係る契約変更ができるものとする。また、早出・残業、休日・夜間等、品質証明のための臨場日数以外の費用についても、実績にあわせて契約変更ができるものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により臨場日数が増加した場合は、この限りでない。

１３．業務効率化

⑴ 品質証明チェックシート以外に添付すべき資料の有無、チェックシートの内容・項目については、３者（施工者、品質証明者、監督職員）で協議の上、工事着手するものとする。

但し、既存資料の活用や、添付資料を最小限とするなど業務負担軽減に努めること。

⑵受注者は、品質証明者が立会い予定の事前把握が出来るよう、メールやＦＡＸ、ＡＳＰ等を活用し、進捗状況の共有に努めること。

１４．確認の頻度

品質証明の確認頻度は、ガイドライン記載の頻度を基本とするが、現場状況、工事規模、工種等からガイドライン記載の頻度で実施することに支障がある場合は、3 者（施工者、品質証明者、監督職員）で確認頻度を協議決定してから工事着手すること。

１５．ヒアリングの実施

受注者は、監督職員から、今年度の取り組みの効果や採算性や参入意欲向上のヒアリング等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたヒアリング等への協力を求めるものとする。実施にあたっての調査票は、監督職員より通知する。

第６９条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和8年2月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和8年2月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第７０条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第７１条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提

出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第４章　一　般　施　工

第７２条　地下埋設物

工事着手前に工事箇所及びその周辺にある地下埋設物光伝送路及び水道管類等に対して支障を及ぼさないよう、埋設位置の確認を行うものとする。なお、支障が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。

第７３条　仮設工

１．運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。

２．既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するものとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。

３．本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者の責において決定し、施工するものとする。

４．　設計図書に指定のない仮設については、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責において決定し、施工するものとする。なお、現地の状況等に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第７４条　伐木除根及び木根等処分

１．　発生材については、関係法令等を遵守し適切に運搬及び処分するものとし、処分施設までの運搬及び処分費については、以下のとおり見込むものとする。

廃材等の種類	施設の名称	所　在　地	受入時間
枝葉	東武環境センター(株)八潮工場	埼玉県八潮市西袋768-1	8:00～17:00
幹	東武環境センター(株)八潮工場	埼玉県八潮市西袋768-1	8:00～17:00
根	東武環境センター(株)八潮工場	埼玉県八潮市西袋768-1	8:00～17:00

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場所でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

２．各処分にあたっては、搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

３．搬出に先立ち受け入れ条件等について受け入れ先に確認しなければならない。

４．各処分量は単位体積重量：０．８ｔ／ｍ３を換算値として使用している。ただし、現場条件等によりこれによりがたい場合は、現場外搬出する各運搬車両の荷台の体積を本工事の期

間に実測し、監督職員と協議の上、実態に合わせて設計変更の対象とする。なお本工事の実態が確認できない場合は当初のとおりとする。

５．伐木除根及び木根等処分の数量は以下のとおり見込んでいるが、数量に変更が生じる場合は監督職員と協議することとし、設計変更の対象とする。

伐木除根	7,470ｍ２
木根等処分（枝・葉）	466ｍ３
木根等処分（幹）	72ｍ３
木根等処分（根）	83ｍ３

６．上記によりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

第５章　そ　　の　　他

第７５条　法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督職員に提示するものとする。

第７６条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第７７条　地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計にて震度４の地震が発生した場合。

イ）現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ）現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第７８条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支

障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第７９条　特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

別紙

近隣地域一覧（下流ブロック）

（1）茨城県

土浦市	古河市	結城市	龍ケ崎市	下妻市	常総市
取手市	牛久市	つくば市	守谷市	坂東市	つくばみらい市
筑西市	稲敷市	阿見町	河内町	八千代町	五霞町
境町	利根町	美浦村			

（2）栃木県

小山市	佐野市	野木町	栃木市

（3）群馬県

館林市	板倉町	明和町

（4）埼玉県

さいたま市	川口市	加須市	春日部市	鴻巣市	上尾市
草加市	越谷市	蕨市	戸田市	桶川市	久喜市
北本市	八潮市	三郷市	蓮田市	幸手市	吉川市
羽生市	行田市	伊奈町	宮代町	白岡市	杉戸町
松伏町	川島町	吉見町			

（5）千葉県

市川市	船橋市	松戸市	野田市	習志野市	柏市
流山市	八千代市	我孫子市	鎌ケ谷市	印西市	白井市
成田市	佐倉市	四街道市	千葉市	浦安市	酒々井町
栄町					

（6）東京都

台東区	墨田区	北区	荒川区	板橋区	足立区
葛飾区	江戸川区	江東区	文京区	豊島区	千代田区

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第５１条 第３８条 第４６条 第４６条 第４６条
安全対策関係	■ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第３９条 第４０条 第３４条
工事用道路関係	■ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第６２条 第７３条
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第６１条 第６３条 第７４条

別紙－５

概略工事工程表

工事名　：　Ｒ８稲戸井調節池土砂掘削その２工事

工　種		単位	数　量	備　考
余裕期間		式	1	・25日間
準備期間		式	1	・40日間
河川土工		m3 m2	108,700 10,160	・掘削工（ICT）　（5pt） ・法面整形工(ICT)　（3pt）
仮設工		式	1	・敷き鉄板（1pt）
共通仮設費 （準備費）		式	1	・表土はぎ（5pt） ・伐木除根（5pt）
後片付け		式	1	・20日間
制約条件	関連工事（前工事）	－		・関係機関の事業による工事
	お盆 年末年始	－		・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬
	出水期間	－		・6/1～10/31

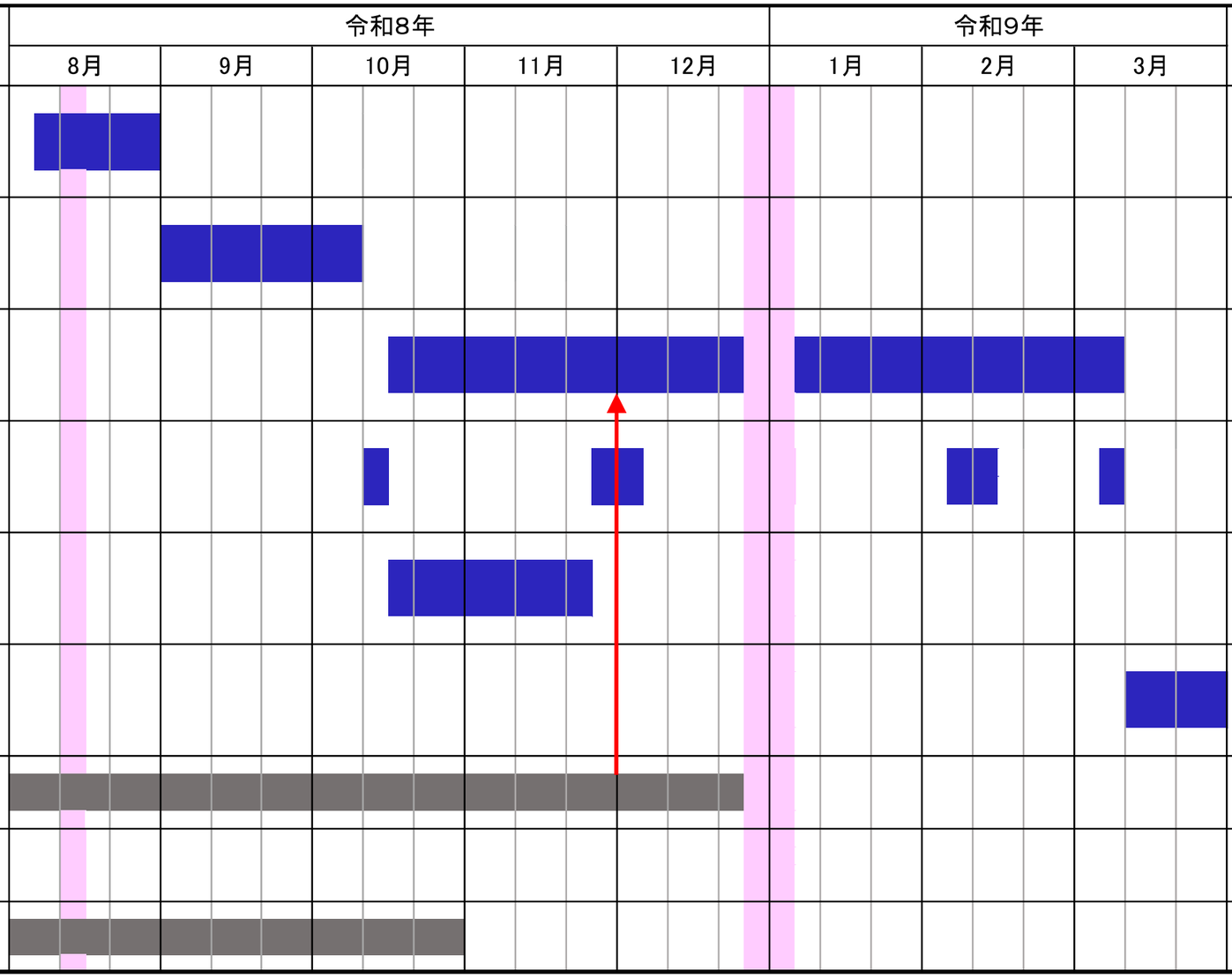

※ 本工程表の数量は、四捨五入等の関係から数量総括表の数量とは若干異なります。

位 置 図　S=1:50000

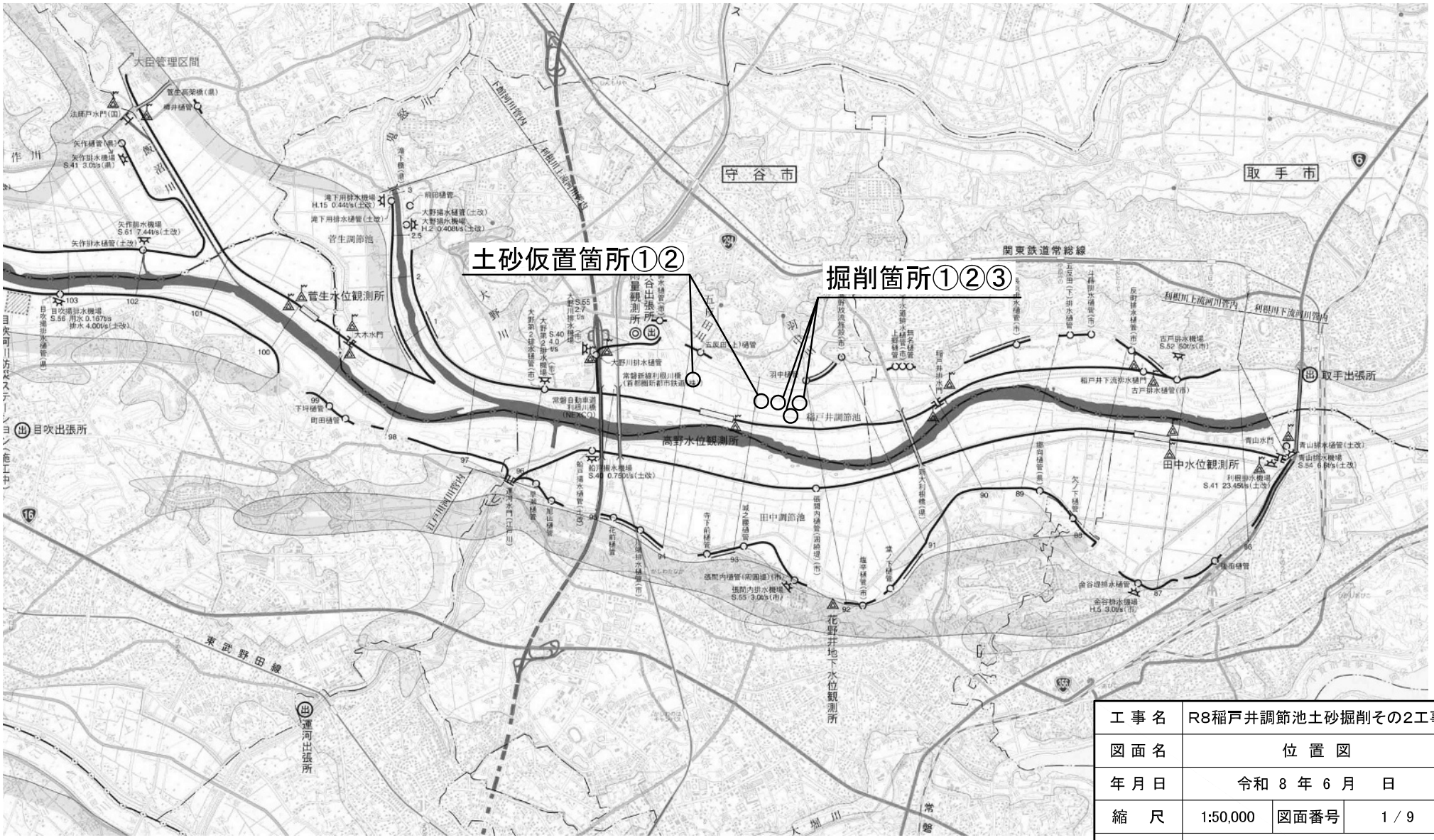

1:50,000

1000　500　0　1000　2000　3000　4000m

工 事 名	R8稲戸井調節池土砂掘削その2工事		
図 面 名	位 置 図		
年 月 日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:50,000	図面番号	1 / 9
会 社 名	日本工営株式会社		
所長 / 副所長	課長	建設監督官	設計
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

平 面 図 S=1:3000

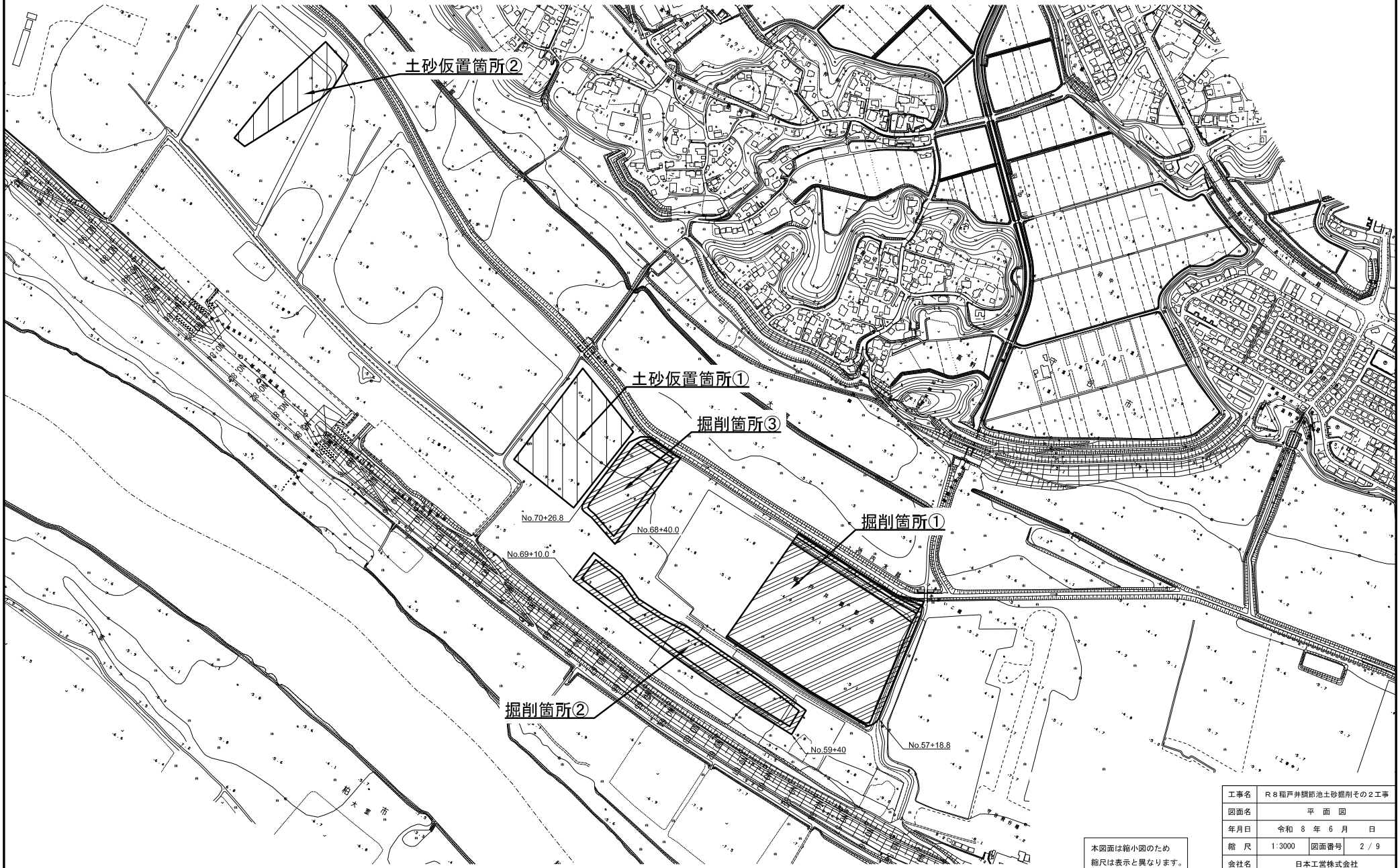

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８稲戸井調節池土砂掘削その２工事		
図面名	平 面 図		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:3000	図面番号	2 / 9
会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

標 準 横 断 図

V=1:500
H=1:1000

NO.63

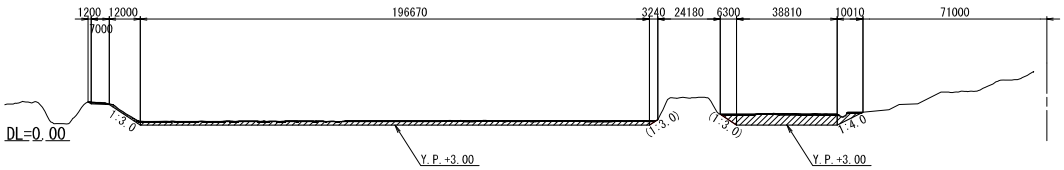

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８稲戸井調節池土砂掘削その２工事		
図面名	標 準 横 断 図		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	V=1:500 H=1:1000	図面番号	3 / 9
会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

横 断 図 (1)

V=1:500
H=1:1000

NO.57+18.8

NO.58

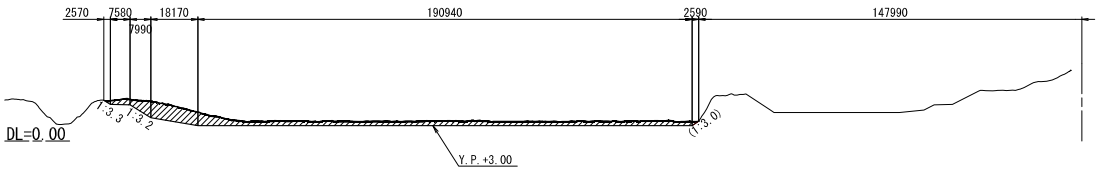

NO.59(No59+40.0)

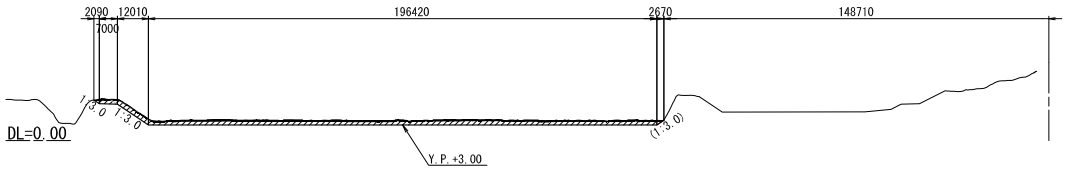

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８稲戸井調節池土砂掘削その２工事		
図面名	横 断 図 (1)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	V=1:500 H=1:1000	図面番号	4 / 9
会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

横 断 図 (2)

V=1:500
H=1:1000

NO.60

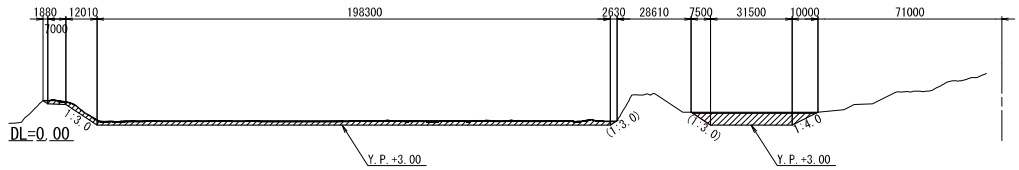

NO.61

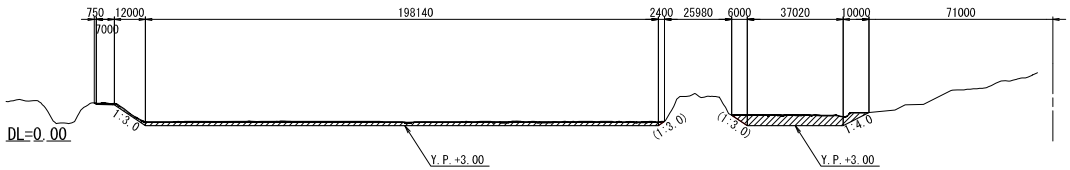

NO.62

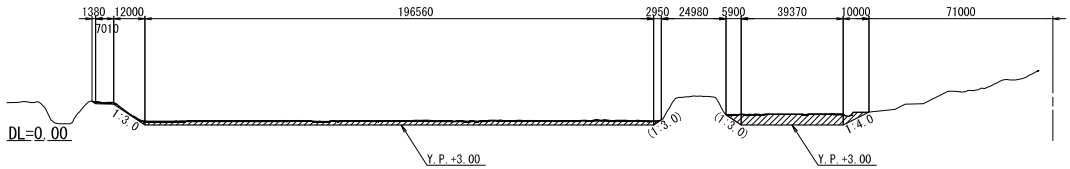

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８稲戸井調節池土砂掘削その２工事		
図面名	横 断 図 (2)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	V=1:500 H=1:1000	図面番号	5 / 9
会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

横 断 図 (3)

V=1:500
H=1:1000

NO.63

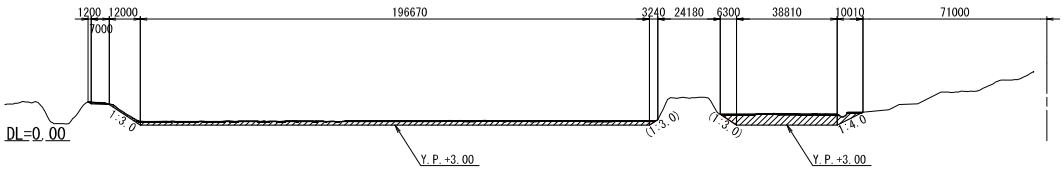

NO.63+33.0

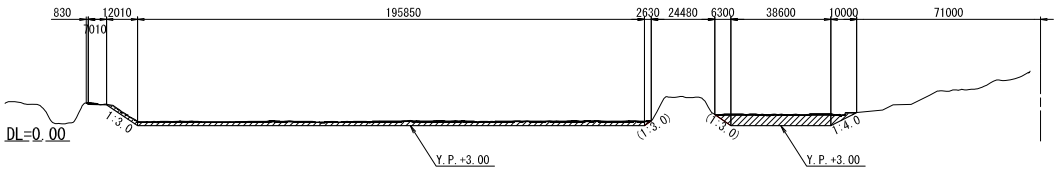

NO.64

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８稲戸井調節池土砂掘削その２工事		
図面名	横 断 図 (3)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	V=1:500 H=1:1000	図面番号	6 / 9
会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

横 断 図 (4)

V=1:500
H=1:1000

NO.65

NO.66

NO.67

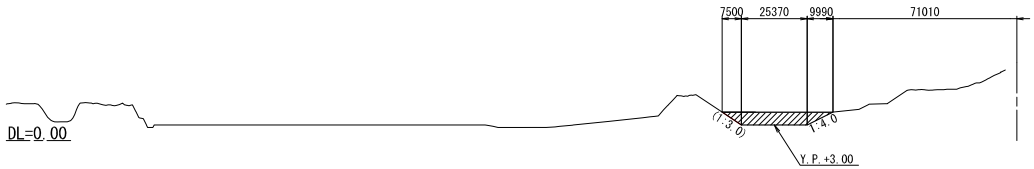

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８稲戸井調節池土砂掘削その２工事		
図面名	横 断 図 (4)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	V=1:500 H=1:1000	図面番号	7 / 9
会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

横 断 図 (5)

V=1:500
H=1:1000

NO.68

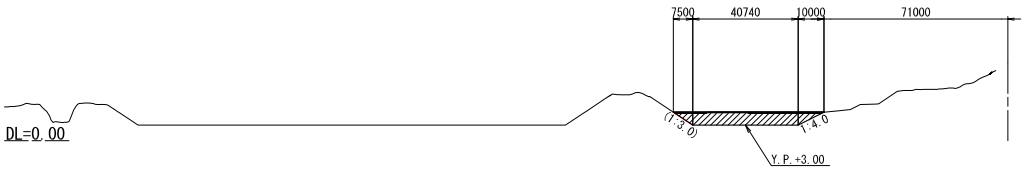

NO.68+40.0

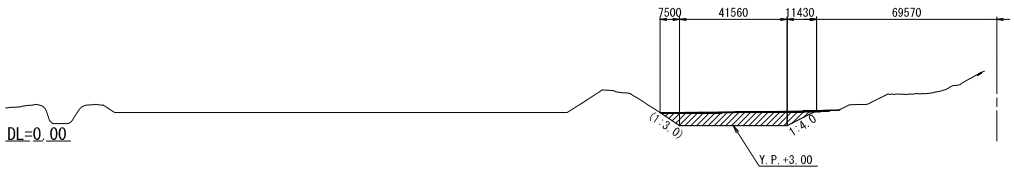

NO.69

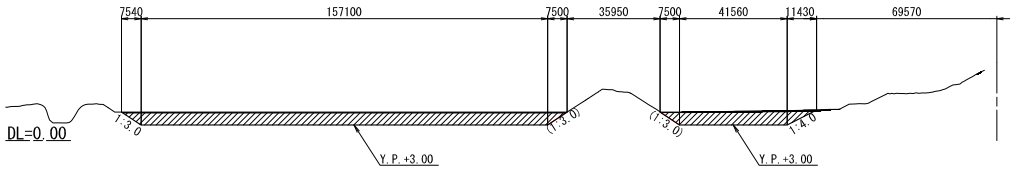

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８稲戸井調節池土砂掘削その２工事		
図面名	横 断 図 (5)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	V=1:500 H=1:1000	図面番号	8 / 9
会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

横 断 図 (6)

V=1:500
H=1:1000

NO.69+10.0

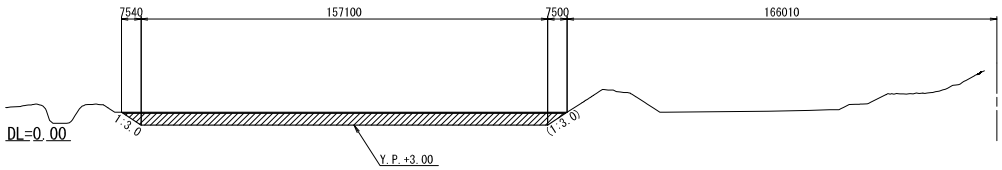

NO.70

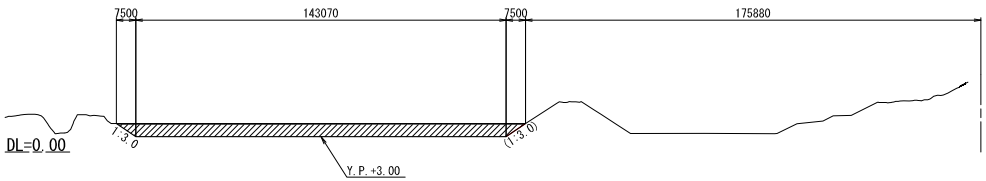

NO.70+26.8

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R８稲戸井調節池土砂掘削その２工事		
図面名	横 断 図 (6)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	V=1:500 H=1:1000	図面番号	9 / 9
会社名	日本工営株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		